

の飲食費も含む)

(4) 寄附金

…金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与

(5) 給与

…接待交際費等のうち、法人等の業務のために支出した事が明らかでない費用

(1)及び(2)については、そもそも接待交際費になりませんので、接待交際費の論点からは外れます。全額、税務上の経費とする事が出来ます。具体例としては、(1)は、忘年会や送別会の費用や、社員旅行などが該当します。ただし、あまりに高い経費の場合、福利厚生費ではなく、交際費または給与として取り扱われる事になります。また、(2)については、従業員同士の打合せの為に、要した費用になります。ただし、あまりに高い経費の場合には、(1)と同様に交際費または給与として取り扱われる事になります。

(3)の接待交際費については、法人の場合は、「交際費等の損金不算入」の規定の対象となります。(後述)

(1)～(3)については、そもそも事業遂行のために必要な経費ですが、その範疇から外れる場合、例えば災害等のために会社として義援金を出したなどと言った場合に該当します。この場合には、税務上の経費としては、認められず、別途、法人であれば「寄附金の損金不算入」、個人の場合には「寄附金控除」や「寄附金の税額控除」などの規定の適用を受ける事になります。

また、(1)～(3)は事業遂行上必要な経費として、支出を行っていますが、豪華過ぎるなど、会社ではなく、従業員さんの方に利益があると認められる場合には、(5)給与として認定されてしまいます。給与になってしまった場合、源泉税の対象となる・役員さんの場合には損金不算入になるなどの税務上のリスクがあるため、注意が必要です。

2. 接待交際費の取り扱い

(1) 個人

いくら以上が経費として認められないといった規定はありません。ただし、高額の場合には、必要経費として認められない可能性があります。

(2) 法人

接待交際費の損金不算入の規定の適用を受けます。基本的に、接待交際費は損金不算入となりますが、次の例外があります。
①飲食費(社内飲食費を除く)のうち、1人あたり5,000円以下のもの
交際費の損金不算入の規定の適用対象から外れます。このような経費は、便宜上、「会議費」として処理している事が多いです。また、社内飲食費は除かれます。そのため、社内飲食費については5,000円の基準の対象外となります。ただし、高額でない場合には、1(2)の会議費に該当するケースがあります。この場合も、「会議費」として経理している事が多いです。

②交際費のうち、損金算入となる場合

イ. 中小法人の場合

資本金が1億円以下の法人等については、年間800万円まで交際費等の金額を損金の額に算入する事が出来ます。

ロ. 飲食費

飲食費(社内飲食費を除く)のうち、50%までを損金の額に算入する事が出来ます。また、イ及びロは選択適用となります。通常の中小法人では、イの方が有利になるケースが多いです。一方、中小法人でない法人については、イの適用はそもそもないため、

口の適用を検討する事となります。

ご質問等不明な点がございましたら、
お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至



≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

「失敗なんかしていない。うまくいかない方法を700通り見つけただけだ。」

- トーマス・エジソン（発明家） -

誰もが知っている有名人。
彼は、実験の最中に爆発が起こった時に、失敗したと
落ち込むことなく、爆発を起こす方法を見つけたと前向きに捉えたそうです。

彼のように、諦めない気持ちと前向きな精神で取り組めば、大きな成果が
あげられるのではないのでしょうか。

僕も夏の税理士試験に向け頑張っていきます！

メールマガジン編集担当 遠藤 洋輔



≡ ■ 東京経営者大学のご案内！

東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第5期生が開講します。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた
コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために
提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、
それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、
経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、

顧問させていただいている私たちの立場から、
継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、
短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、
今後お互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、
新たなビジネスチャンスを手に入れた方も多くいらっしゃいます！

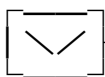
ご興味のある方は、見学が出来ますので、
各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：成田 縁・塩田俊彦



≡ ■ 助成金のお知らせ

職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)が新設されました！
今年の4月から、職場意識改善助成金に
【勤務間インターバル導入コース】が新設されました！
勤務終了後から次の勤務までに9時間以上の「休息期間」を設けることで
働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、
健康の確保や過重労働防止を目的としています。
今回の助成金は、就業規則の作成料や労務に関する研修代、
労務管理のソフトウェアの導入など、
これを行うためにかかった費用の3/4(上限あり)を
補助してくれるものです。
今まで、なかなか就業規則を作る機会が無く、
そろそろ作らなければ、と思っていた会社様は、
これを機に検討してみてもいいかと思えます。
ご興味のある方はぜひご連絡ください！



≡ ■ 編集後記

新年度になり、昨年生まれた子供も無事今月から保育園に入園できました。
働きながら保育園の送り迎えと食事やお風呂などの
世話をするのは大変ですが、経験してみないとわからないことが多いので、
経験できてよかったと思えます。
子育ての大変さが身に染みたので、
今後子育て中のお客様やスタッフのケアができればと思えます。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！

フォロワー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！

「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！

「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。

その中でお客様を紹介するページを設けました。

御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、

是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。

次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

★★★★★九段会計事務所★★★★★

〒102-0074
東京都千代田区九段南4-3-1
滝ビル3F
TEL 03-3222-5271
FAX 03-3222-5270

URL <http://www.kudan-tax.jp/>
mail info@kudan-tax.jp